

新型コロナウイルス関連情報(日本によるEU他に対する渡航制限・EUによるEU外からの渡航制限等)

- 日本への入国に対する新たな水際措置が発表されました。
- フィンランド政府による渡航制限等水際措置が発表されました。
- 日本帰国時の注意事項

本文

#### 1. 日本によるEU他に対する渡航制限等水際措置

3月18日、日本の対EU・シェンゲン域内国に対する水際措置その他の新たな措置について発表がありました。内容は次のとおりです。

(1)感染者数が拡大し、「渡航中止勧告」(感染症危険情報レベル3)に引き上げました。イタリア、スペイン、スイスの一部地域及びアイスランドについては、入管法による入国拒否対象 地域に追加し、日本時間 19 日午前0時から効力が発生します。

(2)シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国、イラン及びエジプトの 38 か国からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での 14 日間の待機要請及び国内における公共交通機関の使用自粛要請を行います。

(3)これらの国において発給された一次及び数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止します。

上記 2 点の措置については、今後手続きを進め、21 日午前0時から運用を開始し、

まず4月末日までの間実施します。

## 2. フィンランドによるEU外からの渡航制限等水際措置

フィンランド政府は、3月19日午前0時から国境での出入国規制措置を開始すると発表しています。具体的には全ての国境(陸路、国際海港・空港)においてフィンランド国民及びフィンランドの在留許可等を持つ外国人を除き、外国人の入国を制限します。一方、現在、フィンランドに滞在している外国人旅行者の出国は規制の対象とはなっていません。なお、この措置は4月13日頃までの期限とみられますが、今後の情勢の変化により、期限も変更することが予想されます。

## 3. ご帰国時の注意

上記の新たな措置を受けて、日本へのご帰国をご予定の方におかれましては、フライトが刻々増減・変更される可能性がありますので、各航空会社から最新の情報をチェックされることをお勧めいたします。また、21日午前0時以降に到着される方におかれましては、日本入国時には、到着空港に検疫デスクができ、必ず手続きが必要となります。所要時間は、帰国者の数やタイミングによって大幅に変わりますが、多くの方が一度に帰国される時は長時間かかる場合もありますので、ご留意願います。また、同時刻以降は国際便から国内便への乗り換えができませんのでご留意願います。また、ご自宅または検疫所長の指定する宿泊場所までの交通手段も電車・バス等の公共交通機関が使えなくなりますので、ご留意願います。

●フィンランド外務省(渡航制限) (フィンランド語のみ)

<https://um.fi/matkustustiedotteet-a-o>

●フィンランド国立健康福祉研究所 (THL)

<https://thl.fi/en/web/infectious-diseases/what-s-new/coronavirus-covid-19-latest-updates>

●フィンランド厚生労働省

<https://stm.fi/en/frontpage>

●フィンランド首相府

[https://valtioneuvosto.fi/en/article/-/asset\\_publisher/10616/hallitus-paatti-suosituksista-koronaviruksen-leviamisen-hillitsemiseksi](https://valtioneuvosto.fi/en/article/-/asset_publisher/10616/hallitus-paatti-suosituksista-koronaviruksen-leviamisen-hillitsemiseksi)

●世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省 (日本))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#Q&A](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A)

●外務省: 新型コロナウイルス (日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限

措置及び入国・入域後の行動制限)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

(ご連絡先) 在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス:

[https://www.fi.embjapan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fi.embjapan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

電話: +358(0)9-686-0200 ★09:30-12:00,13:30-16:30★

FAX: +358(0)9-633-012

メール: [consular@hk.mofa.go.jp](mailto:consular@hk.mofa.go.jp)